

○鎌倉市道路占用条例

昭和57年1月12日条例第12号

改正

昭和59年3月27日条例第21号
昭和62年3月31日条例第32号
昭和63年3月28日条例第20号
平成元年6月9日条例第2号
平成8年12月24日条例第11号
平成12年3月2日条例第26号
平成15年3月26日条例第20号
平成24年12月27日条例第32号
平成25年9月27日条例第15号
平成26年12月25日条例第31号

〔鎌倉市道路占用料徴収条例〕を、ここに公布する。

鎌倉市道路占用条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）その他法令に定めるもののほか、本市が管理する道路（道路予定区域を含む。以下同じ。）の占用に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用料の徴収)

第2条 市長は、法第32条第1項又は第3項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の許可（以下「占用の許可」という。）を受けた者から別表に定めるところにより占用料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、徴収しない。

(1) 国又は地方公共団体の行う事業のために占用するとき。

(2) その他公益上特に必要がある規則で定めるものために占用するとき。

(占用料の額の計算方法)

第3条 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、占用の許可の有効期間の初日の属する月から当該有効期間の末日の属する月までの月数により計算する。ただし、当該有効期間が31日以下であるときは、1月とする。

2 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間は、占用の許可の有効期間の初日の属する月から当該有効期間の末日の属する月までの月数により計算する。ただし、当該有効期間が31日以下であるときは、1月とする。

3 占用料の額が面積で定められている占用物件に係る占用面積若しくは表示面積（多面の物件にあつては、すべての表示面の合計面積）が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして計算し、占用料の額が長さで定められている占用物件に係る占用の長さが1メートル未満であるとき又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算する。

4 占用料の額が100円未満であるときは100円とし、その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(占用料の徴収方法)

第4条 占用料は、占用の許可をした日から1月以内に全額徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の占用料は、毎年度当該年度分をその年度の初めに期限を定めて徴収する。

3 前項に定めるもののほか、市長は、占用料を一括して納付することが困難であると認めるときは、年度内3回を限度として分割して徴収することができる。

(占用料の減免)

第 5 条 市長は、公益上特に必要があると規則で定めるものの占用料の全部又は一部を免除することができる。

(既納の占用料)

第 6 条 既納の占用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 法第 71 条第 2 項 (第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により処分をし、又は措置を命じたとき。

(2) その他市長が特にやむを得ない理由があると認めるとき。

(延滞金の割合)

第 7 条 占用料を納期限までに納付しない者がある場合における鎌倉市債権管理条例 (平成 26 年 12 月条例第 31 号) の規定により徴収する延滞金の割合については、同条例第 7 条第 1 項及び付則第 4 項中「年 14.6 パーセント」とあるのは、「年 14.5 パーセント」とする。

(過料)

第 8 条 偽りその他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下の過料に処する。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(鎌倉市市道及びその附属物占用並びに公有水面及び溝渠使用条例の廃止)

2 鎌倉市市道及びその附属物占用並びに公有水面及び溝渠使用条例 (昭和 31 年 3 月条例第 9 号。以下「廃止前の条例」という。) は廃止する。ただし、公有水面及び溝渠の使用に関する規定は、昭和 57 年 6 月 30 日まで、なおその効力を有する。

(経過措置)

3 施行日において、廃止前の条例の規定により既になされている道路占用料の減免処分又は申請は、この条例の規定による占用料の減免処分又は申請とみなす。

付 則 (昭和 59 年 3 月 27 日条例第 21 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした占用の許可の期間 (当該占用の期間が昭和 60 年度以降にわたる場合においては、当該占用の期間のうち、昭和 60 年 3 月 31 日までの期間に限る。) に係る占用料の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和 62 年 3 月 31 日条例第 32 号)

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 63 年 3 月 28 日条例第 20 号)

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成元年 6 月 9 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 8 年 12 月 24 日条例第 11 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、施行日以後の占用に係る道路の占用料について適用し、施行日前の占用に係る道路の占用料については、なお従前の例による。

付 則（平成12年 3 月 2 日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（占用料に関する経過措置）

2 この条例（第 1 条及び第 4 条の規定に限る。以下この項において同じ。）の施行前に行われた占用料の徴収に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例による改正後の鎌倉市道路占用条例又は鎌倉市下水道条例の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成15年 3 月26日条例第20号）

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成24年12月27日条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定による道路の占用の許可又は都市公園法（昭和31年法律第79号）第 6 条の規定による都市公園の占用の許可（当該許可の期間が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了するものに限る。）を受けている者の当該許可の期間のうち施行日以後の期間に係る占用料については、第 1 条の規定による改正後の鎌倉市道路占用条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に下水道法（昭和33年法律第79号）第24条の規定による行為の許可又は鎌倉市法定外公共物管理条例（平成23年 3 月条例第19号）第 4 条の規定による行為の許可（当該許可の期間が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了するものに限る。）を受けている者の当該許可の期間のうち施行日以後の期間に係る占用料及び使用料については、第 1 条及び第 3 条の規定による改正後の鎌倉市道路占用条例及び鎌倉市下水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による土地の占用の許可（当該許可の期間が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了するものに限る。）を受けている者の当該許可の期間のうち施行日以後の期間に係る占用料については、第 1 条及び第 4 条の規定による改正後の鎌倉市道路占用条例及び鎌倉市準用河川占用条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成25年 9 月27日条例第15号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 条及び付則第 2 項並びに次項から第 5 項までの規定は、施行日以後の期間に係る延滞金について適用し、施行日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例による。

付 則（平成26年12月25日条例第31号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表（第 2 条）

道路占用料

占用する物件		占用料	
		単位	料金
法第32条第 1項第1号	第一種電柱	1本につき1年	円 1,920

に掲げる工 作物	第二種電柱		2,950
	第三種電柱		3,970
	第一種電話柱		1,710
	第二種電話柱		2,740
	第三種電話柱		3,770
	その他の柱類		180
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	18
	地下に設ける電線その他の線類	につき1年	11
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,680
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,030
	変圧塔その他これらに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	3,420
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,440
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	9,630
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	3,420
法第32条第 1項第2号 に掲げる工 作物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	72
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの		110
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの		160
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの		210
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未 満のもの		310
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未 満のもの		420
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未 満のもの		720
	外径が0.7メートル以上1メートル未 満のもの		1,030
	外径が1メートル以上のもの		2,060
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方 メートルにつき 1年	3,080	
法第32条第 1項第5号 に掲げる施 設	地下街及び地下 室	階数が1のもの	$A \times 0.003$
		階数が2のもの	$A \times 0.005$
		階数が3以上のもの	$A \times 0.006$
	上空に設ける通路		4,820
	地下に設ける通路		2,600
その他のもの（搬入路・通路・防火水 槽）		1,710	
法第32条第 1項第6号 に掲げる施	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるも の	占用面積1平方 メートルにつき 1日	35

設	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	350
政令第 7 条 第 1 号に掲 げる物件	看板(アーチであ るものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 月	870
		その他のもの	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 年	9,630
	標識類		1 本につき 1 年	2,470
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	88
		その他のもの	1 本につき 1 月	870
	幕(政令第 7 条第 2 号に掲げる工 事用施設である ものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 日	88
		その他のもの	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 月	870
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	8,670
		その他のもの		4,340
	政令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方 メートルにつき 1 月
政令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設				310
政令第 7 条 第 6 号に掲 げる施設並 びに同条第 7 号に掲げ る施設及び 自動車駐車 場	建築物	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	$A \times 0.006$
		階数が 2 のもの		$A \times 0.009$
		階数が 3 のもの		$A \times 0.011$
		階数が 4 以上のもの		$A \times 0.013$
	その他のもの			$A \times 0.006$

備考

- 1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 Aとは、近傍類似の土地の時価の 1 平方メートル当たりの額をいう。
- 5 政令とは、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）をいう。